破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１２９号

茨城県水戸市河和田１丁目1649番地の22ニューアーバンヒルズ102号

債務者　安島　康博

1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１６０号

岐阜県関市中福野町４番22―102号

債務者　太田小百合

1　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２５８号

神戸市長田区萩乃町３丁目３番25―602号、従前の住所神戸市長田区六番町４丁目公有地市住22―708号

債務者　福原　　聡（旧姓内田）

1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５９号

神戸市長田区萩乃町３丁目３番25―602号、従前の住所神戸市長田区六番町４丁目公有地市住22―708号

債務者　福原　由江（旧姓平松）

1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９１号

神戸市中央区中山手通１丁目15番７―505号、住民票上の住所神戸市中央区二宮町２丁目５番６―301号

債務者　多田兪林こと　李　　兪林

1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３２９号

神戸市垂水区清水が丘３丁目６番21―402号、従前の住所神戸市垂水区学が丘２丁目１番409―304号

債務者　小笠原　薫

1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３１号

神戸市長田区房王寺町３丁目３番９―504号

債務者　北　　麻貴（旧姓長谷川）

1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　神戸地方裁判所第３民事部